

国海員第 10 号

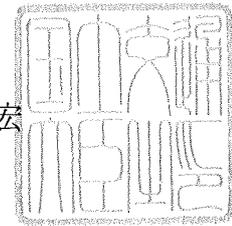
平成 25 年 7 月 17 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

太 田 昭 宏



## 交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

## 記

## 諮問第 183 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

## 諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成 14 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成 19 年国土交通省最低賃金公示第 3 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。